# 調剤報酬点数表(令和7年10月1日以降、順次施行)

第1節 調剤技術料

令和7年8月22日、日本薬剤師会作成

第1節 調剤技術料 項目	届出	主な要件、算定上限	令和7年8月22日、日本薬剤師会作成 点数
調剤基本料	ДЦ	処方箋受付1回につき	注1)妥結率50%以下などは▲50%で算定 注2)異なる保険医療機関の複数処方箋の 同時受付、1枚目以外は▲20%で算定
① 調剤基本料 1	0	②~⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局	45点
② 調剤基本料 2	0	処方箋受付回数および集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) 月4,000回超&上位3医療機関に係る合計受付回数の集中率70%超 □) 月2,000回超&集中率85%超 八) 月1,800回超&集中率95%超 □) 特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中率が最も高い保険医療機関が 同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	29点
③ 調剤基本料 3	0	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数 (または店舗数) の合計 および当該薬局の集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ)・月3.5万回超〜4万回以下&集中率95%超 ・月4万回超〜40万回以下&集中率85%超 ・月3.5万回超&特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ロ)・月40万回超(または 300店舗以上)&集中率85%超 ・月40万回超(または 300店舗以上) &特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ハ)・月40万回超(または 300店舗以上)&集中率85%以下	イ)24点 ロ)19点 八)35点
④ 特別調剤基本料 A	0	保険医療機関と特別な関係(同一敷地内) & 集中率50%超の保険薬局 ※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定 ※2. 薬学管理料に属する項目(一部を除く)は算定不可 ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	5点
⑤ 特別調剤基本料 B	_	調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可 ※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	3⊭
分割調剤(長期保存の困難性等)		1分割調剤につき (1処方箋の2回目以降)	5点
# (後発医薬品の試用) 地域支援体制加算 1		1分割調剤につき (1処方箋の2回目のみ) 調剤基本料1の保険薬局、基本体制+必須1+選択2以上	5点
地域支援体制加算 1   地域支援体制加算 2		調剤基本料1の保険薬局、基本体制+必須1+選択2以上 調剤基本料1の保険薬局、基本体制+選択8以上	40点
地域支援体制加算3	0	調剤基本料1以外の保険薬局、基本体制+必須2+選択1以上	10点
地域支援体制加算 4		調剤基本料1以外の保険薬局、基本体制+選択8以上	32点
連携強化加算		災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
後発医薬品調剤体制加算1、2、3		後発医薬品の調剤数量が80%以上、85%以上、90%以上	加算1:21点、2:28点、3:30点
後発医薬品減算 在宅薬学総合体制加算 1	_	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く 在宅患者訪問薬剤管理指導料等24回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料等	▲5点 15点
在宅薬学総合体制加算 2	0	同加算1の算定要件、①医療用麻薬 (注射薬含) の備蓄 8.無菌製剤処理体制または ②乳幼児・小児特定加算6回、かかりつけ薬剤師24回、高度管理医療機器ほか	50点
医療DX推進体制整備加算 1		電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 60%以上 (R8/3~70%以上)、マイナボ相談ほか、月1回まで	10点
医療DX推進体制整備加算 2	0	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 40%以上(R8/3~50%以上)、マイナボ相談ほか、月1回まで	8点
医療DX推進体制整備加算 3 薬剤調製料		電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 25%以上 (R8/3~30%以上) ほか、月1回まで	6点
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
			21点
浸煎薬		1調剤につき、3調剤分まで	190点
湯薬		1調剤につき、3調剤分まで	7日分以下 190点 8~27日分 190点 +10点/1日分(8日目以上の部分) 28日分以上 400点
注射薬 外用薬		   1調剤につき、3調剤分まで	26点
内服用滴剤		1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算 中心静脈栄養法用輸液 抗悪性腫瘍剤	0	1日につき ※注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合 (生理食塩水等で希釈する場合を含む)	69点(6歳未満 137点) 79点(6歳未満 147点)
麻薬		麻薬を含む2以上の注射薬を混合 ( " ) または 原液を無菌的に充填	69点(6歳未満 137点)
麻薬等加算(麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬) 自家製剤加算(内服薬)		1調剤につき 1調剤につき (空型は、ハヤリ、 + 担合 / + 20 / 4 00 / + 12 ) / + 2   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   - 12   + 12   + 12   - 12   + 12   + 12   - 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 12   + 1	麻薬 70点、麻薬以外 8点
錠剤、丸剤、カプ・セル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 液剤     液剤    自家製剤加算(屯服薬)		錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定 	7日分につき 20点 45点
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 液剤			90я 45я
自家製剤加算(外用薬) 錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ。剤、リニメント剤、坐剤 点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤 液剤		1調剤につき	90ส 75ส 45ส
計量混合調剤加算 液剤 散剤、顆粒剤 軟・硬膏剤		1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	35,5 45,5 80,6
時間外等加算(時間外、休日、深夜)		基礎額=調剤基本料(加算含)+薬剤調製料+無菌製剤処理加算 +調剤管理料	基礎額の100%(時間外) 140%(休日)、200%(深夜)
夜間・休日等加算	<del>                                     </del>	型が (型が) (型が) (型が) (型が) (型が) (型が) (型が) (型	140%(淋凸)、200%(未校)

### 第2節 薬学管理料

①	機関から合計6種類以上の内服薬が処方されている患者 資格確認体制、1年に1回まで 付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導 3の再調剤(手帳による情報提供あり)またはそれ以外	100点 5点 10点 10点 35点 350点 30点 33点 13点 59点 76点 22点 新たに処方 10点、指導の必要 5点 10点 55点 350点 350点 350点 350点 350点 350点 350
② ①以外  重複投薬·相互作用等防止加算  過潮管理加算  一 複数医療  医療情報取得加算  小 通常(②・③以外) ② 介護老人福祉施設等入所者 ③ 情報通信機器を使用(オンライン) 麻薬管理指導加算 特定薬剤管理指導加算 特定薬剤管理指導加算  特定薬剤管理指導加算  小児特定加算  吸入薬指導加算  小児特定加算  「大悪性別  」  「大悪薬力  」  「大悪薬力  」  「大悪薬支援科  」  「大悪薬を  」  「大悪薬を  」  「大悪薬を  」  「大きの  」	機関から合計6種類以上の内服薬が処方されている患者 資格確認体制、1年に1回まで 付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導 の再調剤(手帳による情報提供あり)またはそれ以外 -イ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで の再調剤(手帳による情報提供あり)またはそれ以外 大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品 瘍剤の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで 高別スク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで 原理・(18歳未満) 対理性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可 付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料 患者 付1回につき、服薬情報等提供料の併算定不可 大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品 瘍剤の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで 高リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで 療養・長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで 療養・長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで 療養・長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで の質力につき ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15~28日分 50点、29日分以上 60点 4点 3字 4点 3字 20目以降(処方変更・追加)3点 2回目以降(処方変更・追加)3点 45点 71以外 59点 45点 71以外 59点 22点 新たに処方 10点、指導の必要 5点 100点 12点 350点 31点 59点 76点 22点 新たに処方 10点 指導の必要 5点 10点 12点 350点 30点 291点 12点 350点 30点 291点 12点 350点 30点 291点 185点 34点 7日分、43日分以上 240点 50点 125点 実績あり 110点、それ以外 90点 60点 60点 60点 60点
■複投薬・相互作用等防止加算	機関から合計6種類以上の内服薬が処方されている患者  資格確認体制、1年に1回まで 付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導 3の再調剤(手帳による情報提供あり)またはそれ以外 - イ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで 3の再調剤(手帳による情報提供あり)またはそれ以外 大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品 場別の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで 高りスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで ア児(18歳未満) 理慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで 3の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可 付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料 患者 付1回につき、加薬情報等提供料の併算定不可 大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品 瘍剤の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで 同以スク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで	残薬調整以外 40点、残薬調整 20点 初来局時 3点 2回目以降(処方変更・追加)3点 1点 再調剤 45点、それ以外 59点 45点 再調剤 45点、それ以外 59点 22点 新たに処方 10点、指導の必要 5点 10点 12点 350点 30点 13点 59点 76点 22点 新たに処方 10点、指導の必要 5点 10の点 5点 30点 30点 30点 30点 30点 30点 30点 30点 30点 30
調剤管理加算	機関から合計6種類以上の内服薬が処方されている患者  資格確認体制、1年に1回まで 付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導 3の再調剤(手帳による情報提供あり)またはそれ以外 - イ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで 3の再調剤(手帳による情報提供あり)またはそれ以外 大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品 場別の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで 高りスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで ア児(18歳未満) 理慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで 3の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可 付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料 患者 付1回につき、加薬情報等提供料の併算定不可 大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品 瘍剤の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで 同以スク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで	初来局時 3点 2回目以降(処方変更・追加) 3点 1点 再調剤 45点、それ以外 59点 45点 再調剤 45点、それ以外 59点 22点 新たに処方 10点、指導の必要 5点 10点 12点 350点 30点 13点 59点 76点 22点 新たに処方 10点、指導の必要 5点 10点 12点 350点 30点 291点 12点 350点 30点 125点 350点 30点 125点 350点 30点 291点 185点 34点 7日分、43日分以上 240点 50点 125点 実績あり 110点、それ以外 90点 60点 60点 60点
医療情報取得加算	個格確認体制、1年に1回まで付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導の再調剤(手帳による情報提供あり)またはそれ以外でイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回までの再調剤(手帳による情報提供あり)またはそれ以外大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品傷剤の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで高別人管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで養養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで発し、18歳未満)は慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回までの再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料患者付1回につき、肺薬情報等提供料の併算定不可大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品傷剤の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで高別の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで高別人管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで養養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで養養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで養養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで養養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで発し、18歳未満)は慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで付1回につき。	2回目以降(処方変更・追加) 3点 月点 再調剤 45点、それ以外 59点 45点 再調剤 45点、それ以外 59点 22点 新たに処方 10点、指導の必要 5点 10点 12点 350点 30点 13点 59点 76点 22点 新たに処方 10点、指導の必要 5点 10点 21点 350点 30点 21点 350点 30点 21点 350点 30点 22点 新たに処方 10点、指導の必要 5点 10点 12点 350点 30点 21点 350点 30点 21点 350点 30点 21点 350点 30点 21点 350点 30点 21点 350点 30点 21点 350点 30点 30点 21点 350点 30点 30点 30点 30点 30点 30点 30点 3
展薬管理指導料 ① 通常(②・③以外) ② 介護老人福祉施設等入所者 ③ 情報通信機器を使用(オンライン)  麻薬管理指導加算 特定薬剤管理指導加算 2	付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導の再調剤(手帳による情報提供あり)またはそれ以外でイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで3の再調剤(手帳による情報提供あり)またはそれ以外大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品瘍剤の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで高りスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで養養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで発養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで発して18歳未満)は慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで3の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料患者付1回につき、脈薬情報等提供料の併算定不可大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品瘍剤の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで高リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで養養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで養養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで発養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで発養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで発養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで発養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで発養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで発養とは一般大臣への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで種類以上→2種類以上減少、月1回まで種類以上→2種類以上減少、月1回まで等の解消の実績ありまたはそれ以外体体制加算の属出を行っている保険薬局、月1回まで等の解消の実績ありまたはそれ以外体体制加算の属出を行っている保険薬局、月1回まで	1点 再調剤 45点、それ以外 59点 45点 再調剤 45点、それ以外 59点 22点 新たに処方 10点、指導の必要 5点 10点 12点 350点 30点 13点 59点 76点 22点 新たに処方 10点、指導の必要 5点 10点 25点 30点 25点 30点 30点 30点 30点 30点 30点 30点 30
① 通常 (②・③以外) ② 介護老人福祉施設等入所者 ③ 情報通信機器を使用 (オンライン) 麻薬管理指導加算 特定薬剤管理指導加算 2 特定薬剤管理指導加算 3 乳幼児服薬指導加算 (6歳未満) 小児特定加算 (医療的ケ (5歳未満) 小児特定加算 (5歳未満) 服薬管理指導加算 (5歳未満) 服薬管理指導加算 (5歳未満) 原子美剤管理指導加算 (5歳未満) 原子、薬剤管理指導加算 (5歳未満) 原子、薬剤管理指導加算 (5歳未満) 別児服薬指導加算 (5歳未満) 別児服薬指導加算 (5歳未満) 別児服薬指導加算 (5歳未満) 別児服薬指導加算 (5歳未満) 別児服薬指導加算 (5歳未満) 別児服薬指導加算 (5歳未満) 別児服薬支援料1 (7) 医薬 (5歳未満) 別別に取薬的原色括管理料 (7) 原薬6 服果薬剤調整支援料2 (7) 原薬6 服果薬剤調整支援料1 (7) 原薬6 服果薬剤調整支援料2 (7) 原薬6 加減等 (7) 原薬6 加減等 (7) 原薬6 加減等 (7) 原薬6 加減等 (7) 原薬6 加減を薬剤管理指導料 (7) 保険医療 (7) 保険 (7) (7) (7) 保険 (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7)	3の再調剤(手帳による情報提供あり)またはそれ以外 でイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで 3の再調剤(手帳による情報提供あり)またはそれ以外 大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品 瘍剤の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで 高型以ク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで 養養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで の現幼児 で18歳未満) は慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで のの再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可 付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料 患者 付1回につき、服薬情報等提供料の併算定不可 大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品 瘍剤の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで 高以スク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで の現幼児 ア児(18歳未満) は慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで 付1回につき ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45点 再調剤 45点、それ以外 59点 22点 新たに処方 10点、指導の必要 5点 100点 5点 10点 12点 350点 30点 13点 59点 76点 22点 新たに処方 10点、指導の必要 5点 100点 55点 10点 291点 350点 30点 221点 12点 350点 30点 22点 第たに処方 10点、指導の必要 5点 10点 12点 350点 30点 25点 30点 30点 30点 30点 30点 30点 30点 30点 30点 30
② 介護老人福祉施設等入所者 ③ 情報通信機器を使用(オンライン)  麻薬管理指導加算 特定薬剤管理指導加算 特定薬剤管理指導加算 分別児服薬指導加算 の以表指導加算 の以素指導加算 の以素指導加算 の以素指導加算 の以素指導加算 の以表素管理指導和算 の方箋受 ののう。 ののう。 ののう。 ののう。 ののう。 ののう。 ののう。 ののう	イ(等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで 3の再調剤(手帳による情報提供あり)または それ以外 大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品 瘍剤の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで 高型スク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで 養養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで 育養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで の現場では、18歳未満) は慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで 3の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可 付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料 患者 付1回につき、服薬情報等提供料の併算定不可 大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品 瘍剤の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで 高コスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで の関助児 ア児(18歳未満) は慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで 付1回につき に援、内服薬のみ 患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで 種類以上→2種類以上減少、月1回まで 種類以上→2種類以上減少、月1回まで ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	45点 再調剤 45点、それ以外 59点 22点 新たに処方 10点、指導の必要 5点 100点 5点 10点 12点 350点 30点 13点 59点 76点 22点 新たに処方 10点、指導の必要 5点 100点 55点 10点 291点 350点 30点 221点 12点 350点 30点 22点 第たに処方 10点、指導の必要 5点 10点 12点 350点 30点 25点 30点 30点 30点 30点 30点 30点 30点 30点 30点 30
③情報通信機器を使用(オンライン) 麻薬管理指導加算 特定薬剤管理指導加算 2	30再調剤(手帳による情報提供あり)またはそれ以外 大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品 場剤の注射 & 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで 記以ク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回ま の乳幼児 ア児(18歳未満) は慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで 30再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可 付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料 患者 付1回につき、防薬情報等提供料の併算定不可 大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品 場剤の注射 & 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで 高以スク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで ア児(18歳未満) は慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで 付1回につき 援、内服薬のみ 患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで 種類以上→2種類以上減少、月1回まで 種類以上→2種類以上減少、月1回まで 手類以上→2種類以上減少、月1回まで 等の解消の実績ありまたはそれ以外 体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで 等の解消の実績ありまたはそれ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
麻薬管理指導加算 1 厚生労働 特定薬剤管理指導加算 2 介	大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品  場剤の注射 & 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで 記以スク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで 療養 (長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回ま の乳幼児 ア児 (18歳未満) 対慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで 3の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可 付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料 患者 付1回につき、服薬情報等提供料の併算定不可  大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品  場剤の注射 & 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで 高以スク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで 療養 (長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回ま の乳幼児 ア児 (18歳未満) 対慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで 付1回につき  援、内服薬のみ 患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで 種類以上→2種類以上減少、月1回まで  種類以上→2種類以上減少、月1回まで  ●類以上→処方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 等の解消の実績ありまたはそれ以外 体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで	22点 新たに処方 10点、指導の必要 5点 100点 5点 10点 12点 350点 30点 30点 13点 59点 76点 22点 新たに処方 10点、指導の必要 5点 10点 50点 10点 50点 30点 30点 30点 30点 30点 30点 30点 30点 30点 3
特定薬剤管理指導加算 2	場別の注射 & 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで 記リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで 療養 (長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで 療養 (長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まり乳幼児 ア児(18歳未満) は慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで 3の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料患者付1回につき、服薬情報等提供料の併算定不可 大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品 場剤の注射 & 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで 療養 (長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで 療養 (長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで ア児(18歳未満) は慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで付1回につき 援、内服薬のみ 患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで 種類以上→2種類以上減少、月1回まで 種類以上→2種類以上減少、月1回まで 等の解消の実績ありまたはそれ以外体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで 等の解消の実績ありまたはそれ以外	13点 59点 76点 22点 新たに処方 10点、指導の必要 5点 100点 5点 10点 12点 350点 30点 291点 185点 34点/7日分、43日分以上 240点 50点 125点 第6点 50点 第6点 60点
特定薬剤管理指導加算 (高歳未満の) 選定 (京の) 別の児服薬指導加算 (高歳未満の) 別の児務・大学の (京の) (京の) (京の) (京の) (京の) (元の) (元の) (元の) (元の) (元の) (元の) (元の) (元	記リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回ま り乳幼児 P児(18歳未満) は慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで 3の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可 付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料 患者 付1回につき、服薬情報等提供料の併算定不可 大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品 場剤の注射 8.悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで の乳幼児 の乳幼児 P児(18歳未満) は慢性閉塞性肺疾患の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで の乳幼児 P児(18歳未満) は慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで 付1回につき ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5点 10点 12点 350点 30点 13点 59点 76点 22点 新たに処方 10点、指導の必要 5点 100点 5点 10点 12点 350点 30点 291点 185点 34点/7日分、43日分以上 240点 50点 125点 実績あり110点、それ以外 90点
対している   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで別した。 「別の児のでは、18歳未満)は慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回までは、19の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料患者では、19の主動を関係を受ける。19の主動を関係では、19の主動を関係では、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19のでは、19の	10点 12点 350点 30点 13点 59点 76点 22点 新たに処方 10点、指導の必要 5点 100点 5点 10点 12点 350点 30点 291点 185点 34点/7日分、43日分以上 240点 50点 125点 実績あり 110点、それ以外 90点
乳幼児服薬指導加算   伝統 表	○乳幼児 ア児(18歳未満)  は慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可 付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料 患者 付1回につき、服薬情報等提供料の併算定不可  大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品 瘍剤の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで 高リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回ま の乳幼児 ア児(18歳未満) は慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで 付1回につき ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12点 350点 30点 13点 59点 76点 22点 新たに処方 10点、指導の必要 5点 100点 5点 10点 12点 350点 30点 291点 185点 34点/7日分、43日分以上 240点 50点 125点 実績あり 110点、それ以外 90点
小児特定加算   医療的ケ   端息また   一 3カ月以下   一 3 5 9 9 9 5 9 9 9 5 9 9 9 5 9 9 9 5 9 9 9 5 9 9 9 5 9 9 9 5 9 9 9 5 9 9 9 5 9 9 9 5 9 9 9 5 9 9 9 5 9 9 9 5 9 9 9 5 9 9 9 5 9 9 9 5 9 9 9 5 9 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	7児(18歳未満)    技慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで   3の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可   付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料患者   付1回につき、服薬情報等提供料の併算定不可   大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品   場剤の注射 & 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで   高別の注射 & 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで   京養 (長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで   京養 (長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで   京美 (長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで   京美 (長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回まで   京美 (大田) (大田) (大田) (大田) (大田) (大田) (大田) (大田)	350点 30点 13点 59点 76点 22点 新たに処方 10点、指導の必要 5点 100点 5点 10点 12点 350点 30点 291点 185点 34点/7日分、43日分以上 240点 50点 125点 実績あり 110点、それ以外 90点
一 3カ月以下	3の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料患者 付1回につき、服薬情報等提供料の併算定不可 大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品 瘍剤の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで 高リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで 豪養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回ま の乳幼児 ア児(18歳未満) は慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで 付1回につき ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76点 22点 新たに処方 10点、指導の必要 5点 100点 5点 10点 12点 350点 30点 291点 34点/7日分、43日分以上 240点 50点 125点 実績あり 110点、それ以外 90点
服薬管理指導料(特例)	付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料患者 付1回につき、服薬情報等提供料の併算定不可 大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品 瘍剤の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで 弱リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで 養養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回ま の乳幼児 ア児(18歳未満) は慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで 付1回につき ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59点 76点 22点 新たに処方 10点、指導の必要 5点 100点 5点 10点 12点 350点 30点 291点 185点 34点/7日分、43日分以上 240点 50点 125点 実績あり 110点、それ以外 90点
一等の算定 かかりつけ薬剤師指導料	患者 付1回につき、服薬情報等提供料の併算定不可 大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品 瘍剤の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで 記以スク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで 養養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回ま ア現幼児 ア児(18歳未満) は慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで 付1回につき ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12点 350点 30点 291点 185点 34点/7日分、43日分以上 240点 50点 125点 実績あり 110点、それ以外 90点 60点 60点
かかりつけ薬剤師指導料	付1回につき、服薬情報等提供料の併算定不可 大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品 瘍剤の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで 記以ク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで 養養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回ま 別別が見 ア児(18歳未満) は慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで 付1回につき ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22点 新たに処方 10点、指導の必要 5点 100点 5点 10点 12点 350点 30点 291点 185点 34点/7日分、43日分以上 240点 50点 125点 実績あり 110点、それ以外 90点
麻薬管理指導加算 1 厚生労働 特定薬剤管理指導加算 2 小 抗悪性腫 特定薬剤管理指導加算 3 口)選定 引	大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品 瘍剤の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで 記リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで 療養 (長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回ま の乳幼児 ア児 (18歳未満) は慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで 付1回につき ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22点 新たに処方 10点、指導の必要 5点 100点 5点 10点 12点 350点 30点 291点 185点 34点/7日分、43日分以上 240点 50点 125点 実績あり 110点、それ以外 90点
特定薬剤管理指導加算 2	場剤の注射 & 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで 品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回ま 2乳幼児 7児(18歳未満) は慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで 付1回につき 提、内服薬のみ 患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで 種類以上→2種類以上減少、月1回まで 重類以上→処方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 等の解消の実績ありまたはそれ以外 体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで	新たに処方 10点、指導の必要 5点 100点 5点 10点 12点 350点 30点 291点 185点 34点/7日分、43日分以上 240点 50点 125点 実績あり 110点、それ以外 90点 60点
特定薬剤管理指導加算 (6歳未満) 小児特定加算 (医療的ケ 吸入薬指導加算 (原物) (場別) (場別) (場別) (場別) (場別) (場別) (場別) (場別	品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで 療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回ま の乳幼児 ア児(18歳未満) は慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで 付1回につき に 援、内服薬のみ 患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで 重類以上→2種類以上減少、月1回まで 重類以上→処方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 等の解消の実績ありまたはそれ以外 体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで	5点 10点 12点 350点 30点 291点 185点 34点/7日分、43日分以上 240点 50点 125点 実績あり110点、それ以外90点 60点 60点
特定薬剤管理指導加算   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回ま の乳幼児 ア児(18歳未満) 対慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで 付1回につき 提、内服薬のみ 患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで 重類以上→2種類以上減少、月1回まで 重類以上→処方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 等の解消の実績ありまたはそれ以外 体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで	10点 12点 350点 30点 291点 185点 34点/7日分、43日分以上 240点 50点 125点 実績あり110点、それ以外 90点 60点 60点
乳幼児服薬指導加算 医療のケ 吸入薬指導加算 に素がりつけ薬剤師包括管理料 の 処方箋受 外来服薬支援料1 月1回まず クル方箋受 外来服薬支援料2 一包化支 施設連携加算 内服薬6個 限用薬剤調整支援料1 内服薬6個 取用薬剤調整支援料2 一包化支 重複投薬 地域支援 地域支援 1) 精子 原発 で 東部 で 1 大子 の に 東部 に か い の と の に 東部 で 1 大子 の に 東部 に か い の と の に 東部 に か い の と の に 東部 に か い の と の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に 東 の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す す す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す の に す す の に す す す の に す す す の に す す す す	D乳幼児 P児(18歳未満) は慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで 付1回につき 接、内服薬のみ 患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで 重類以上→2種類以上減少、月1回まで 重類以上→処方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 等の解消の実績ありまたはそれ以外 体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで	12点 350点 30点 291点 185点 34点/7日分、43日分以上 240点 50点 125点 実績あり110点、それ以外 90点 60点 60点
小児特定加算	7児(18歳未満)  対慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで 付1回につき  提、内服薬のみ  患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで  重類以上→2種類以上減少、月1回まで  重類以上→処方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 等の解消の実績ありまたはそれ以外  体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで	350点 30点 291点 185点 34点/7日分、43日分以上 240点 50点 125点 実績あり 110点、それ以外 90点 60点 60点
かかりつけ薬剤師包括管理料	付1回につき : 援、内服薬のみ 患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで 重類以上→2種類以上減少、月1回まで 重類以上→処方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 等の解消の実績ありまたはそれ以外 体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで	291点 185点 34点/7日分、43日分以上 240点 50点 125点 実績あり 110点、それ以外 90点 60点 60点
外来服薬支援料1       月1回まで         外来服薬支援料2       一包化支 人所中の 服用薬剤調整支援料1         服用薬剤調整支援料2       一 重複投薬 地域支援 1)糖房 2)慢性 服薬情報等提供料1         服薬情報等提供料1       保険医療 薬剤師が ()保医療 薬剤師が ()保医療 薬剤師が ()保医療 薬剤師が ()保医療 ()保医療 ()保医療 ()保医療 ()保医療 ()保医療 ()保医療 ()保医療 ()保険医療 ()、変 ()・3)以外	援、内服薬のみ 患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで 重類以上→2種類以上減少、月1回まで 重類以上→処方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 等の解消の実績ありまたは それ以外 体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで	185点 34点/7日分、43日分以上 240点 50点 125点 実績あり 110点、それ以外 90点 60点 60点
<ul> <li>外来服薬支援料2</li> <li>施設連携加算</li> <li>服用薬剤調整支援料1</li> <li>内服薬6:</li> <li>重複投薬</li> <li>調剤後薬剤管理指導料</li> <li>1)糖房</li> <li>2)慢性</li> <li>服薬情報等提供料1</li> <li>服薬情報等提供料1</li> <li>保険医療</li> <li>在宅患者訪問薬剤管理指導料</li> <li>① 単一建物患者 1人</li> <li>② 単一建物患者 1人</li> <li>② 単一建物患者 2~9人</li> <li>③ 単一建物患者 10人以上</li> <li>④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料</li> <li>麻薬管理指導加算</li> <li>在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算</li> <li>乳幼児加算</li> <li>小児特定加算</li> <li>在宅中心静脈栄養法加算</li> <li>在宅中心静脈栄養法加算</li> <li>在宅中心静脈栄養法加算</li> <li>在宅中心静脈栄養法加算</li> <li>在宅市・</li> <li>在宅市・</li> <li>在宅市・</li> <li>在宅市・</li> <li>() 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変</li> <li>② ①・③以外</li> </ul>	援、内服薬のみ 患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで 重類以上→2種類以上減少、月1回まで 重類以上→処方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 等の解消の実績ありまたは それ以外 体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで	34点/7日分、43日分以上 240点 50点 125点 実績あり 110点、それ以外 90点 60点 60点
施設連携加算	患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで 重類以上→2種類以上減少、月1回まで 重類以上→処方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 等の解消の実績ありまたは それ以外 体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで	50点 125点 実績あり 110点、それ以外 90点 60点 60点
服用薬剤調整支援料2 - 内服薬6・重複投薬 地域支援 地域支援 1) 糖房 2) 慢性 服薬情報等提供料 1 保険医療 薬剤師が イ) 保財 服薬情報等提供料 3 保険医療 薬剤師が イ) 保財 服薬情報等提供料 3 保険医療 でも患者訪問薬剤管理指導料 ○ 在宅患者訪問薬剤管理指導料 ○ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料 原薬管理指導加算 在宅患者オンライン薬剤管理指導料 原薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 (医療用成型の児加算 小児特定加算 (金歳未満 1) 小児特定加算 (金宝砂 1) ・	重類以上→処方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 等の解消の実績あり または それ以外 体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで	125点 実績あり 110点、それ以外 90点 60点 60点 30点
服用薬剤調整支援科 2  重複投薬 調剤後薬剤管理指導料  1)糖房 2)慢性 服薬情報等提供料 1  服薬情報等提供料 2  服薬情報等提供料 3  在宅患者訪問薬剤管理指導料 ① 単一建物患者 1人 ② 単一建物患者 1人 ② 単一建物患者 2~9人 ③ 単一建物患者 2~9人 ④ 単一建物患者 1人以上 ④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料  麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 到幼児加算 小児特定加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 「医療用病 乳幼児加算 小児特定加算 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料  在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料  在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①・③以外	等の解消の実績あり または それ以外 体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
地域支援	体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
調剤後薬剤管理指導料 1)糖房 2)慢性 服薬情報等提供料1 保険医療 服薬情報等提供料2 無薬情報等提供料3 在宅患者訪問薬剤管理指導料 ① 単一建物患者 1人 ② 単一建物患者 1人 ② 単一建物患者 2~9人 ③ 単一建物患者 2~9人 ④ 単一建物患者 1人以上 ④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅电影影影問薬剤管理指導料 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①・③以外		60点
服薬情報等提供料 1 保険医療 服薬情報等提供料 2 薬剤師が イ)保 服薬情報等提供料 3 保険医療 在宅患者訪問薬剤管理指導料	がある。他ののがからのののでは、	
服薬情報等提供料 2 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	心不全患者、心疾患による入院経験あり	1 30占
服薬情報等提供料 3 保険医療 在宅患者訪問薬剤管理指導料	機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで 必要性ありと判断、文書による情報提供、月1回まで	
服薬情報等提供料3 保険医療在宅患者訪問薬剤管理指導料	び安住のグンド間に又音による情報が近代、万1回より 後医療機関、□) リフィル処方箋の調剤後、ハ)介護支援専門員	20点
① 単一建物患者 1人 ② 単一建物患者 2~9人 ③ 単一建物患者 10人以上 ④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 列切児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①・③以外	機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
② 単一建物患者 2~9人 ③ 単一建物患者 10人以上 ④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅中心静脈栄養法加算 () 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①・③以外	患者、医師の指示、薬学的管理指導計画	
③ 単一建物患者 10人以上 ④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅电影者緊急訪問薬剤管理指導料 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①・③以外	せて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が	650点 320点
<ul> <li>④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料</li> <li>麻薬管理指導加算</li> <li>在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算</li> <li>⑤ 医療用麻乳幼児加算</li> <li>小児特定加算</li> <li>在宅中心静脈栄養法加算</li> <li>在宅中心静脈栄養法加算</li> <li>在宅中心静脈栄養法加算</li> <li>1計画的な訪問薬剤管理指導料</li> <li>1計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変</li> <li>② ①・③以外</li> </ul>	な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回&月8回まで)	290点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 の在宅中心静脈栄養法加算 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 の計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ののよう。以外	薬剤師1人につき週40回まで(①~④合わせて)	59点
乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①・③以外	D場合は処方箋受付1回につき	100点 (オンライン 22点)
小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①・③以外	薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可 D乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	250点 100点(オンライン 12点)
在宅中心静脈栄養法加算 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①・③以外	ア児(18歳未満)、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点 (オンライン 350点)
① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 合わ ② ①・③以外 必要	静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
② ①·③以外	患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応含 せて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が	500 b
	はて月4回まで(木朔の恙性腫瘍の患者・注射による麻染技争が な患者は、①②を合わせ原則として月8回まで)	500点 200点
③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料 主治	医と連携する他の保険医の指示でも可	59点
麻薬管理指導加算オンライン	D場合は処方箋受付1回につき	100点(オンライン 22点)
	薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
	D乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき P児(18歳未満)、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点(オンライン 12点) 450点(オンライン 350点)
	静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
		夜間400点、休日600点、深夜1,000点
	性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	700点
麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 ○ 医療用麻	性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者 患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	100点 250点
乳幼児加算 6歳未満	患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	100点
	思者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで 薬持続注射療法を行っている患者	100点
	患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで 薬持続注射療法を行っている患者 D乳幼児 P児(18歳未満)	450点
仕去思有里媛拉梁·州与作用寺切   官理科	患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで 薬持続注射療法を行っている患者 D乳幼児 P児(18歳未満) 静脈栄養法を行っている患者	450点
経管投薬支援料 初回のみ	患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで 薬持続注射療法を行っている患者 D乳幼児 P児(18歳未満) 静脈栄養法を行っている患者 訪問薬剤管理指導料または居宅療養管理指導費の算定患者	450点 150点
在宅移行初期管理料 在宅療養 退院時共同指導料 入院中1	患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで 薬持続注射療法を行っている患者 D乳幼児 P児(18歳未満) 静脈栄養法を行っている患者	450点 450点 150点 残薬調整以外 40点、残薬調整 20点

### 第3節 薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料(所定単位につき15円以下の場合)	薬剤調製料の所定単位につき	1点
" (所定単位につき15円を超える場合)	II	10円又はその端数を増すごとに1点
多剤投与時の逓減措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料 A・Bの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

### 第4節 特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

## 介護報酬(令和6年6月1日施行分)

項目	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	《薬局の薬剤師の場合》	
① 単一建物居住者 1人		518単位
② 単一建物居住者 2~9人	合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が	379単位
③ 単一建物居住者 10人以上	必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回&月8回まで)	342単位
④情報通信機器を用いた服薬指導	J	46単位
麻薬管理指導加算		100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算		所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算		所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算		所定単位数の 5%